

事業名	内容	利用料	備考
心配ごと相談事業	日常生活上のあらゆる相談に応じています。 ・海南保健福祉センター 毎週金曜日（祝日等を除く） 13時～16時 ・下津保健福祉センター 毎月10日（10日が土日祝の場合は翌平日） 13時～16時	無料	詳細は海南市社会福祉協議会まで
資金貸付事業	他の貸付制度を受ける事ができない低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、安定した生活を送れるようにすることを目的として生活費及び一時的な資金貸付と必要な相談支援を行います。		詳細は海南市社会福祉協議会まで
福祉サービス利用援助事業	認知症や知的・精神障害などにより、判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等預かりサービスなどを実施しています。 また、福祉サービス以外の日常生活上の手続きについても、できる範囲で相談や情報提供を行います。	生活支援員による援助 1時間まで1,050円 （1時間を超えた後30分の延長毎に525円ずつ加算されます。住民税非課税の方で預貯金350万円未満の方は半額助成。 ＊書類等預かりサービス 月額850円）	詳細は海南市社会福祉協議会まで R8.10月より、1時間まで1,200円、30分延長毎に600円加算 また、半額助成が廃止となります。
用具等貸与事業 （車いす貸与）	傷病中の高齢者や障害者等の方で、一時的に車いすを必要とする人に対し貸与します。 （対象） 利用者または申請者のいずれかが、海南市に住所があり、以下に該当しない方 （1）利用者が、介護保険法における車いす貸与のサービスを受けている場合 （2）利用者が、身体障害者手帳を交付され、車いすを支給されている場合 （貸与期間） 貸与日から30日以内	無料	介護保険の利用や、身体障害者の補装具給付が優先になります。
生活困窮者自立相談支援事業	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、支援員が相談を受けてどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	無料	連絡先 海南市社会福祉協議会 073-494-4005（直通）

海南市社会福祉協議会

事業名・名称	内容	利用料	備考
海南市権利擁護センター 『ここあす』	判断能力が十分でない方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの権利擁護に関する相談を受けつけ、適切に制度が利用できるよう支援を行います。	無料	連絡先 海南市社会福祉協議会 073-494-4005（直通）

その他

事業名・名称	内容	利用料	備考
後期高齢者医療健康診査	高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方を含む）を対象に年1回の健康診査を実施しています。 （健康診査内容） 問診、計測、診察、血液検査、尿検査 ※医師の判断により、心電図検査、眼底検査を行います。	無料	対象者に健康診査のご案内と後期高齢者医療制度の健康診査受診券等が送付されます（5月下旬）。年度途中に75歳になられた方についてはお誕生日の属する月の月末にご案内が送付されます。内容を確認の上、同封の健診実施医療機関一覧に記載のある医療機関で受診してください。実施期間は6月から翌年2月末です。 （受診時に必要なもの） マイナ保険証等または資格確認書 受診券 受診票（問診票） 連絡先 後期高齢者医療広域連合 073-428-6688
後期高齢者医療歯科健康診査	前年度末に75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者を対象に歯科健康診査を実施しています。 （健康診査内容） 問診、口腔内診査、口腔機能検査	無料	対象者に歯科健康診査のご案内と後期高齢者医療制度の歯科健康診査受診票等が送付されます（5月下旬）。内容を確認の上、同封の健診実施医療機関一覧に記載のある医療機関で受診してください。 （受診時に必要なもの） マイナ保険証または資格確認書 受診票（問診票） 連絡先 後期高齢者医療広域連合 073-428-6688
特定医療費（指定難病）助成（難病医療費助成制度）	指定難病の対象疾患である348疾患に罹患している場合「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けると治療にかかった費用の一部を公費負担として助成されます。 難病情報センター http://www.nanbyou.or.jp		月～金曜日 9時～17時45分（祝日除く） ・世帯の所得と治療状況に応じて自己負担の上限額があります。 連絡先（申請窓口） 海南保健所 073-482-0600